

議 案 参 考 資 料

平成31年3月 定例会

(目 次)

- 大村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(新旧対照表)(第1号議案関係)(1)
- 災害弔慰金の支給等に関する条例(新旧対照表)(第2号議案関係)……………(2)
- 大村市立学校条例(新旧対照表)(第3号議案関係)……………(3)
- 大村市水道事業給水条例(新旧対照表)(第4号議案関係)……………(4)
- 大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置
等に関する条例(新旧対照表)(第5号議案関係)……………(6)
- 大村市公共下水道事業計画一般平面図(第6号議案関係)……………(7)
- 大村都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(新旧対照表)(第1条関
係)(第6号議案関係)……………(8)
- 大村市農業集落排水事業分担金徴収条例(新旧対照表)(第2条関係)(第
6号議案関係)……………(10)
- 指定管理者候補者の選定結果について(第7号議案関係)……………(12)
- 工事請負契約の変更について(第8号議案関係)……………(13)
- 工事請負契約の変更について(報告第1号関係)……………(14)
- 工事請負契約の変更について(報告第2号関係)……………(15)

大村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</p> <p>第24条の2 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</p> <p>第24条の2 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 略</p>

災害弔慰金の支給等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合は5年）とする。</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、その利率を延滞の場合を除き、無利子とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p>	<p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（厚生労働大臣が被害の程度で定める場合は5年）とする。</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>

大村市立学校条例（新旧対照表）

改正後			改正前		
<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、本市が設置する中学校、小学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>			<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、本市が設置する中学校、小学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
略			略		
幼稚園	大村市立大村幼稚園	大村市玖島一丁目61番地	幼稚園	大村市立大村幼稚園	大村市玖島一丁目61番地
	大村市立西大村幼稚園	大村市乾馬場町486番地		大村市立西大村幼稚園	大村市乾馬場町486番地
	大村市立福重幼稚園	大村市福重町326番地1		大村市立福重幼稚園	大村市福重町326番地1
				大村市立松原幼稚園	大村市松原本町17番地1

大村市水道事業給水条例（新旧対照表）

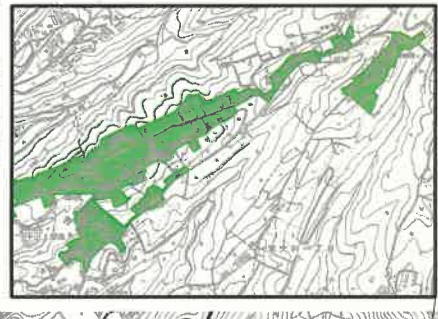
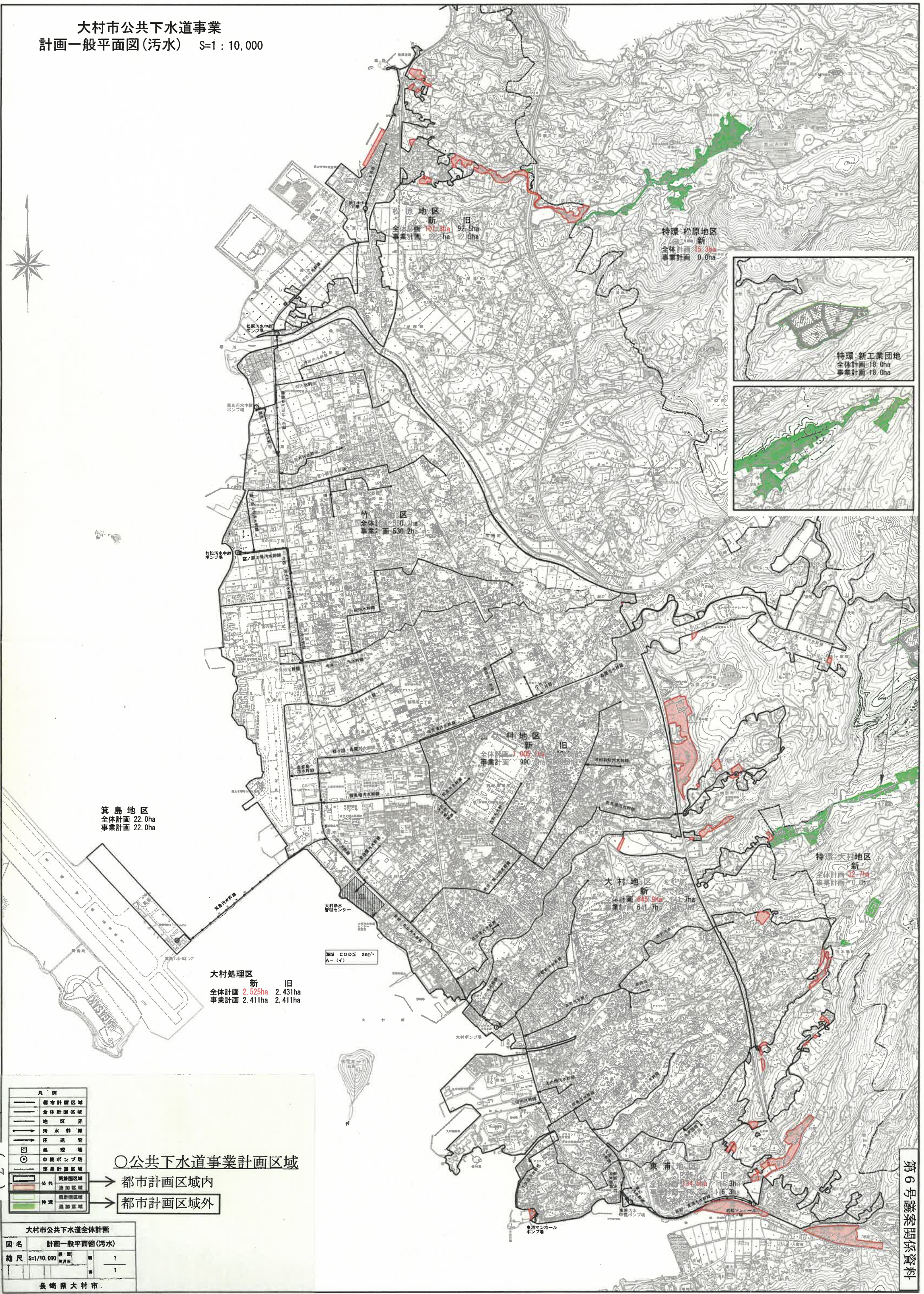
改正後	改正前
<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第35条の6 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(8) 略</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第35条の7 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育</p>	<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第35条の6 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(8) 略</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第35条の7 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1</p>

改正後	改正前
<p>法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了者)については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) 略</p>

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(経営の基本) 第2条 略 2 水道事業及び工業用水道事業の給水区域等に関する計画の内容は、それぞれ次のとおりとする。 (1) 水道事業 ア 給水区域 略 イ 給水人口 97,100人 ウ 1日最大給水量 33,950立方メートル (2) 略 3・4 略</p>	<p>(経営の基本) 第2条 略 2 水道事業及び工業用水道事業の給水区域等に関する計画の内容は、それぞれ次のとおりとする。 (1) 水道事業 ア 給水区域 略 イ 給水人口 91,900人 ウ 1日最大給水量 36,620立方メートル (2) 略 3・4 略</p>

大村市公共下水道事業
計画一般平面図(汚水) S=1:10,000



箕島地区
全体計画 22.0ha
事業計画 22.0ha

竹区
全体計画 530.2ha
事業計画 530.2ha

村地区
全体計画 990.0ha
事業計画 990.0ha

大村地区
全体計画 641.7ha
事業計画 641.7ha

特環:大村地区
全体計画 32.7ha
事業計画 0.0ha

大村処理区
新 2.525ha
旧 2.431ha
事業計画 2.411ha 2.411ha

海域 CODs 2mg/A-(イ)

凡例	
	都市計画区域
	全体計画区域
	地区界
	汚水幹線
	庄送管
	施設場
	中継ポンプ場
	事業計画区域
	公共 既計画区域
	→ 都市計画区域内
	特環 既計画区域
	→ 都市計画区域外

○公共下水道事業計画区域

大村市公共下水道全体計画	
図名	計画一般平面図(汚水)
縮尺	S=1/10,000
編者	長崎県大村市

大村都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">大村市公共下水道事業受益者負担に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公共下水道に係る事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条第1項の規定により徴収する受益者負担金及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により徴収する分担金（以下「負担金」と総称する。）の賦課及び徴収の方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（督促手数料及び延滞金）</p> <p>第10条 負担金の督促手数料及び延滞金については、大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和27年大村市条例第22号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第1項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と、同条第3項中「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、同条例附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">大村都市計画下水道事業受益者負担に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、都市計画事業として施行する下水道事業のうち公共下水道に係る事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条第1項の規定により徴収する受益者負担金（以下「負担金」という。）の賦課及び徴収の方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（延滞金）</p> <p>第10条 管理者は、第6条第3項の納付期限までに負担金を納付しない者がいるときは、当該負担金額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>

改正後	改正前
	<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>

大村市農業集落排水事業分担金徴収条例（新旧対照表）（第2条関係）

(10)

改正後	改正前
<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第10条 分担金の督促手数料及び延滞金については、大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和27年大村市条例第22号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第1項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と、同条第3項中「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、同条例附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第10条 管理者は、第6条第3項の納付期限までに分担金を納付しない者があるときは、当該分担金額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(延滞金の割合の特例) 2 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における</p>

改正後	改正前
	<p>特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>

指定管理者候補者の選定結果について（第7号議案関係）

公の施設の名称	大村市総合福祉センター
指定管理者候補者	社会福祉法人大村市社会福祉協議会
指定の期間	平成31年度から平成33年度までの3年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	14,225千円
参考金額	16,752千円
提案金額	14,225,000円
適否判定	適

工事請負契約の変更について（第8号議案関係）

- 1 工 事 名 大村市歴史資料館（仮称）展示工事
- 2 契 約 金 額 148,932,000円
- 3 契約の相手方 東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社丹青社
代表取締役 高橋 貴志
- 4 変 更 理 由 展示工事と県立・市立一体型図書館における図書の搬入等の作業の期間が重複しているため、当該作業の後に展示工事を行うよう竣工期限を延長する。

工事請負契約の変更について（報告第1号関係）

- 1 工 事 名 中心市街地複合ビル第2期改修設備工事
- 2 契約の相手方 高瀬・正真特定建設工事共同企業体
代表者 大村市岩松町26番地1
高瀬建設株式会社
代表取締役 高瀬 嘉博
- 3 竣 工 期 限 平成31年2月15日
- 4 主な変更理由 (1) 学校法人鎮西学院長崎ウエスレヤン大学大村サテライトキャンパスの整備計画の確定に伴い、6階の空調換気設備の仕様を変更した。
(2) 空調設備の給水管の仕様を変更した。
(3) トイレの洗面器に手すりを追加した。
(4) 大村市総合福祉センター及び大村市男女共同参画推進センターの貸会議室の空調設備をコイン式の仕様に変更した。

工事請負契約の変更について（報告第2号関係）

- 1 工 事 名 中心市街地複合ビル第2期改修建築工事
- 2 契約の相手方 平山・野中・森建設工事共同企業体
代表者 大村市東三城町8番地4
株式会社平山組
代表取締役 中村 人久
- 3 竣 工 期 限 平成31年2月15日
- 4 主な変更理由 (1) 外壁の調査後、劣化部分の補修工事を追加して行った。
(2) 6階の天井裏部分に断熱材が敷設されていなかったため、断熱材の敷設工事を行った。
(3) 学校法人鎮西学院長崎ウエスレヤン大学大村サテライトキャンパスの整備計画の確定に伴い、6階の建具の一部を変更した。